

【第3号議案】

規約の改正について

平成26年4月からの川東コミュニティバスの運行に際し、川東地区自治連合会（川東地域課題検討委員会）と共に公共交通の見直しについて検討を進めてきた。このことは、当協議会の目的である「地域における取組を総合的かつ効率的に推進すること」に合致するため市民代表として委員の追加を行う。

1 委員の追加

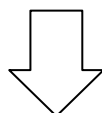
(組織)

第6条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。
第2項～第7項 略

《現行》

別表1（第6条関係）

区 分		関係する所属・団体等	構 成 員
法第6条第2項第3号委員	地域公共交通の利用者	市民	新発田市自治会連合会



《改正（案）》

区 分		関係する所属・団体等	構 成 員
法第6条第2項第3号委員	地域公共交通の利用者	<u>市民</u>	新発田市自治会連合会 <u>川東地区自治連合会</u>

2 附則の追加

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。